

# 入札説明書

福岡県が発注する県庁舎構内電話交換設備保守業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記13によること。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 公告日

令和8年2月10日（火曜日）

## 2 競争入札に付する事項

(1) 委託名 県庁舎構内電話交換設備保守業務

(2) 委託場所 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁舎

(3) 委託概要 県庁舎構内電話交換設備保守業務 1式

(4) 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

## 3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）登載者）。

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年2月26日（入札参加申請書提出期限日）及び入札日現在において次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされてい

- る者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (5) 競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）において、業種品目「電気通信機器」で、格付がAA等級であること。
- (6) 福岡地区内に本店、支店又は営業所を有する事業者であること
- (7) 次のアとイを履行した実績を有する者。

- ア 1件の契約額が年額5百万円以上の電話交換設備保守業務契約  
なお、当該契約は、契約の完了・未完了を問わず、令和5年1月1日以降、業務自体を12ヶ月以上連續して履行した実績のある契約とする。
- イ 本委託業務の保守点検業務対象と同型のディジタル交換機の保守実績  
ただし、ア、イ共に業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託、請け負わせた実績は、実績とみなさない。
- (8) 技術者として、次の人員を配置することができる者。
- ・現場代理人として、電気通信設備の工事担任者資格 総合通信（旧A I ・ D D 総合種を含む）を有するものを1名
  - ・点検、保守対応等で毎月10日程度常駐可能な技術員を1名以上  
(それぞれ実務経験10年以上)
- (9) 前項の資格技術者は、入札参加申込受付の期限日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要し、業務履行に際して原則として変更できない。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福岡県総務部財産活用課設備管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟9階）  
電話番号 092-643-3091  
ファクシミリ 092-643-3093

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札参加申込み

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 別紙「入札参加申込みに係る提出書類」のとおり

(2) 提出場所

5 の部局とする。

(3) 提出期限

令和 8 年 2 月 10 日（火曜日）から令和 8 年 2 月 26 日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（ただし、受付最終日については午後 3 時 00 分）まで

(4) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は次の手続きによる。

ア 郵送する書類の名称、枚数を記載した目録を作成すること。

イ 6 の部局の名称及び所在地を宛名とする書留とすること。

ウ 封書表面に「令和 8 年 2 月 10 日公告、県庁舎構内電話交換設備保守業務」と明記の上、「入札参加申請書在中」と朱書きすること。

エ 書類の分割郵送は認めない。

オ 郵送する場合の期限は、令和 8 年 2 月 26 日（木曜日）午後 3 時までに 5 の部局に必着とする。

(5) その他

ア 入札参加の申し込みをしない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出書類は、本県において無断で他の目的のために使用しないものとする。

エ 提出書類は返却しない。

オ 受付期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

11 入札参加確認通知

書面により競争入札参加資格の有無を令和 8 年 3 月 5 日（木曜日）までに通知する。

12 競争入札参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと決定された者は、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、令和 8 年 3 月 12 日（木曜日）までに書面を提出して行わなければならない。（ただし、県の休日は除く）。
- (3) 書面は直接持参するものとし、郵送又は伝送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、令和 8 年 3 月 19 日（木曜日）までに説明を求めた業者に対し回答書により回答する。
- (5) (2)の書面の提出先は、次のとおりとする。  
5 に同じ。

13 仕様等に関する質疑応答

### (1) 質問書の受付

仕様等に関する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。  
なお、書面は、受付場所への持参又は電子メールにより提出すること。

#### ア 場所

5に同じ。

なお、電子メールの場合は、「setsubikanri@pref.fukuoka.lg.jp」へ送付すること。

#### イ 期間

令和8年2月12日（木曜日）から令和8年3月12日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

### (2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

#### ア 場所

5に同じ。

#### イ 期間

令和8年3月16日（月曜日）から令和8年3月23日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

## 14 入札の場所、日時及び方法

### (1) 日時

令和8年3月23日（月曜日）午後0時30分

### (2) 場所

福岡県庁舎 行政棟9階 財産活用課

### (3) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式）は、入札者又はその代理人が直接持参のうえ提出するものとし、郵便、電話、電報、ファクシミリ等その他の方法による入札は認めない。

イ 代理人が入札に参加するときは、委任状（別紙様式）を提出し、入札書には、会社名及び代表者名と代理人の氏名を併記すること（押印不要）。

ウ 入札執行回数は、2回とする。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費全に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金（年額ではなく、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの履行期間に係る契約希望金額。）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札書には様式1の内訳書を添付すること。様式1は、入札書と袋綴じ又はホチキス留めの上、割印すること。

カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

キ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更、又は取消しをすることができ

ない。

ク 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

ケ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

## 15 開札の場所及び日時

### (1) 場所

14(2)の場所で行う。

### (2) 日時

14の入札終了後直ちに行う。

(3) 開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項により再度の入札を行う。再度の入札は、直ちにその場で行う。

なお、再度の入札を行う場合において、17に規定する無効入札をした者は、これに加わることが出来ない。

(4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札で有効な入札書を提出した者の中で最低価格の入札書を提出した者と随意契約を行うことがある。

## 16 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額（年額ではなく、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの履行期間に係る見積金額。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上の保険金額とし入札日以前から令和8年4月1日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

### (2) 契約保証金

契約金額（年額ではなく、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの履行期間に係る契約金額。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上の保険金額とし、契約締結日から令和13年3月31日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等

を含む。)と種類及び規模を同じくする契約を2件以上締結し、誠実に履行したことと証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合。

## 17 入札の無効

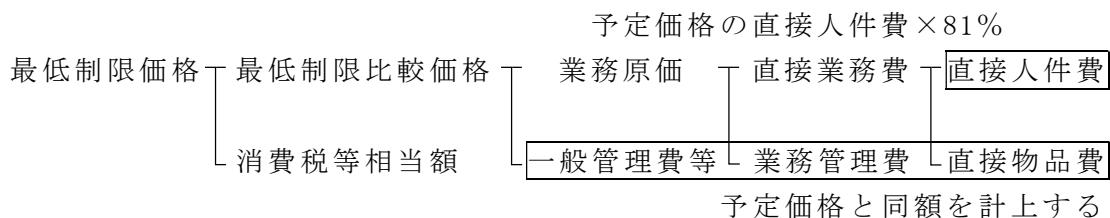
次の入札は無効とする。

なお、地方自治法施行令167条の8の規定により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書において示した条件等に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札保証金が16に規定する金額に達しない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 18 最低制限価格の有無

- (1) 最低制限価格は有とする。
- (2) 予定価格の直接人件費の81%を最低制限価格の直接人件費とする。
- (3) 最低制限価格の一般管理費等、業務管理費及び直接物品費は予定価格と同額を計上する。



## 19 落札者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 21 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に

限る。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者情報及びその他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合は入札を取りやめる場合がある。  
。

(5) 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(6) 落札者は契約の締結に当たって、業務委託契約書第27条第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請人にしないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。